

山梨県公報

号外第二十四号

平成三十年

六月八日

金曜日

目次

規則

○山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第十五号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月八日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式総括表の様式中「画用表用」を「画用表用(筆)」に、「角誤混濁」を「誤混濁」に改め、同様式視覚障害の状況及び所見の様式を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≦80)
左										度(≦80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方)

(①と②のうち小さい方)

両眼中心視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26 dB)

左 ④ 点 (≧26 dB)

(③と④のうち大きい方)

(③と④のうち小さい方)

両眼中心視野視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野コピー貼付

注 ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の第二号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正後の第二号様式の規定は、この規則の施行の日以後に身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付する同項の診断書及び同条第三項の意見書について適用し、同日前に同条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付した同項の診断書及び同条第三項の意見書については、なお従前の例による。